

# 資料編

取り組み状況を把握するための指標例  
松山市環境市民会議からの政策提言  
策定の経緯  
松山市の環境の特性と課題  
松山市環境基本条例

# 取り組み状況を把握するための指標例

松山市では、以下のような環境の状態や取り組みを把握する指標を用いて、点検・評価に役立てます。以下に示すのは例示であり、今後、より適切な指標を選んで進行管理を行っていきます。



## 地球の未来を思い行動するまち

地球の未来を  
考え行動しよう

- ・松山市全体の温室効果ガス排出量
- ・大気質、騒音・振動、水質、土壌などの状態(環境基準)
- ・姉妹都市をはじめとする海外との環境交流に参加した延べ人数



## 自然を守り育むまち

やすらぎを感じ  
るまちにしよう

- ・緑被面積率
- ・都市計画区域内の人口一人あたりの都市公園面積

樹を育てよう

- ・放置森林の整備面積
- ・竹林の伐採および跡地の植栽面積

多様な生物が  
すめる環境を  
つくろう

- ・レッドデータブック記載種数
- ・自然の河川・水路、海岸線の延長(自然再生を含む)

遊べる水辺を  
増やそう

- ・水質、構造、禁止看板の有無などから、川に入って遊ぶことができる箇所数
- ・水浴可能な海岸箇所数



## 水を大切にすまち

水の循環を  
意識しよう

- ・水源涵養林の取得面積、植林ボランティアの参加延べ人数
- ・水の総使用量に占める中水道や雑用水など上水道以外の水源使用比率

水を大切に  
しよう

- ・市民一人あたりの水の総使用量

きれいな水を  
自然に返そう

- ・生活排水処理率
- ・下水処理場への汚水流入時の汚濁負荷量



## 限りある資源を大切にすまち

物の命を  
活かしきろう

- ・廃棄物発生総量（一般廃棄物＋産業廃棄物）
- ・単位置あたりの廃棄物処分費用
- ・廃棄物発生総量に占める分別済みの再生資源量
- ・該当業種中、レジ袋、使い捨てハンガー、使い捨てシャンプーなどを廃止して繰り返し使えるしくみにしている事業所数

エネルギーを  
上手に使おう

- ・人口一人あたりの一般電気事業者の供給による電気、石油、ガス、熱などエネルギー使用量
- ・新エネルギーの発電量



## ゆっくりスムーズに移動できるまち

徒歩と自転車で  
移動しよう

- ・歩道の整備延長、自転車道の整備延長
- ・歩道の段差解消率
- ・主な駐輪地域における流入ピーク台数に占める駐輪可能台数比率
- ・駐輪場の稼働率

公共交通を  
充実させよう

- ・市民一人あたりの公共交通の利用回数
- ・乗降場整備後の利用者増減率

自動車を上手に  
利用しよう

- ・市民の自動車保有比率
- ・交通量



## 古きをたずねて環境を学ぶまち

文化資源を  
守り活かそう

- ・松山城をはじめ市内の主な文化資源に触れた人の数
- ・地域が中心になって保全活動をしている文化資源の件数

ゆったり文化を  
育てよう

- ・朝市、良心市の立つ箇所数、延べ日数
- ・郷土食・エコクッキングの受講者延べ人数



## 環境を思いやる産業が育つまち

地産地消を  
広げよう

- ・ 生鮮食品の卸売市場取引額に占める県内産品の割合
- ・ 減農薬・減化学肥料栽培、有機農業の認証を受けている農産品件数

環境に配慮した  
事業活動を  
進めよう

- ・ ISO14000's認証取得事業所数
- ・ 環境報告書発行事業所件数
- ・ 市内の事業所において生産している製品で環境ラベルの認定を受けている数

環境関連産業を  
育てよう

- ・ 異業種間交流、産官学の交流機会に参加した事業者・団体の延べ数



## 人を愛し自然を愛する市民のまち

思いやりの  
心を育てよう

- ・ 子ども会・自治会の数、年間行事数、参加延べ人数
- ・ 学校における世代間交流授業等の参加延べ人数

環境学習の環を  
広げよう

- ・ 都市環境学習センター、Re・再来館、野外活動センターの年間利用延べ人数
- ・ 環境学習講座受講延べ人数

環境保全の活動  
を支え合おう

- ・ 自然体験イベント、みんなの生活展、ゼロエミフェスタなどイベントの集客人数
- ・ 市の環境関連ホームページへのアクセス件数
- ・ 里親制度登録団体総数

# 松山市環境市民会議からの政策提言

松山市環境市民会議より、平成14年7月に政策提言がされました。これらは、いずれも市単独で取り組める内容ではなく、市民・事業者・市民団体との協働が基本となっています。

事業の実施については、松山市環境市民会議をはじめとする市民・事業者・市民団体の参加と協力のもとに、それぞれの趣旨を生かしながら、できることから着手に努めることとします。

なお提言を受けて、「松山のまちをみんなで美しくする条例」については、平成14年度に制定しました。

## ■松山市環境市民会議政策提言一覧

分科名	事業名
環境美化	まちかどクリーンアクション（仮称）の推進
	ごみ等収集車（機械車）クリーン化事業
	廃棄物減量等推進員の増員と配置の見直し
	松山のまち環境美化条例（仮称）の制定
環境教育	エコリーダージュニア会議の創設
	自然のモデル学習館の開設
	みかん園を利用した自然体験型農園の開設
	環境関連事業に対するバックアップ体制の充実
ごみ減量	市施設内での自動販売機の漸次撤去
	事業系ごみのリサイクルの推進
	家庭系ごみの分別及び回収方法の見直し
	エコホテル認定制度の導入
地球温暖化	エコアクション21
	エコイベントマニュアル
	エコリンピック 200X
	グリーンチケット発行制度

# 策定の経緯

## (1) 会議などの開催状況

年月	松山市環境市民会議	松山市環境審議会	庁内検討会議等
H13年度	全体会（第1回）検討方針		環境部会（第1回）
6月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		
7月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		
8月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		各課事業ヒアリング
9月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		環境基礎調査・市民アンケート調査
10月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		実施計画検討委員会（第1回）
11月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		
12月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		
1月	全体会（第2回）基礎調査報告 温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		
2月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		
3月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育	環境審議会（第1回）	
H14年度	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		
4月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		
5月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育		
6月	温暖化、ごみ減量、環境美化、環境教育 全体会（第3回）分科会報告		各課施策ヒアリング
7月	全体会（第4回）現状と課題の抽出		
8月	全体会（第5回）計画の枠組の決定 全体会（第6回）取り組みの方向性		
9月	全体会（第7回）基本目標の策定 全体会（第8回）基本目標の策定		
10月	全体会（第9回）基本目標の策定 全体会（第10回）目標達成のための取り組み		実施計画検討委員会（第2回）
11月	全体会（第11回）計画素案の策定 全体会（第12回）計画素案の策定	環境審議会（第2回）	環境部会（第2回） 実施計画検討委員会（第3回） 策定本部会（第1回）
12月	全体会（第13回）計画素案の策定		部局別調整会
1月	全体会（第14回）計画素案まとめの確認		実施計画検討委員会（第4回）
2月			策定本部会（第2回） ホームページへの素案の掲載
3月		環境審議会（第3回）	

表中「松山市環境市民会議」の欄、「温暖化」は「温暖化分科会」、「ごみ減量」は「ごみ減量分科会」、「環境美化」は「環境美化分科会」、「環境教育」は「環境教育分科会」、「全体会」は「環境総合計画策定のための全体会議」を表す。

## (2) 松山市環境市民会議委員名簿（敬称略）

吉田 啓二	菅 晃	中城 啓嗣
斎藤 智子	菅 啓三	西野 元
一色 恒唯	岸本 啓一	西原 千景
伊藤 好信	河野 智臣	西村 恭子
井上 裕実	佐川 正純	二宮 節文
今村 清	塩梅 陽一	藤原 富代
大西 英一	白石 精二	松本 等
大野 アケミ	城西 俊晶	松本 啓文
岡本 治	須賀 敏子	最上 秀子
小川 晃宏	角南 喜代	山川 耕二
尾崎 英行	清家 高志	山口 忠雄
加藤 宗之助	曾我 雄大	渡辺 優子
加藤 公子	千種 壽美	
烏谷 功	徳本 澄子	

表中「◎」は会長、「○」は副会長を表す。

## (3) 松山市環境審議会委員名簿（敬称略）

氏 名	
深石 一夫	愛媛大学名誉教授
田辺 信介	愛媛大学沿岸環境科学研究センター教授
大亀 孝裕	ダイキ（株）代表取締役会長
戒田 節子	南海放送アナウンサー、ディレクター
佐々木 ひろみ	東雲短期大学教授
妹尾 克敏	松山大学法学部教授
西口 満	松山市広報委員総務会会長
宮内 順三	松山市農業協同組合組合長
横山 ぬい	SPC取締役本部長

表中「◎」は会長、「○」は副会長を表す。

(4) 松山市環境総合計画策定本部・実施計画検討委員会（職名）

策定本部	実施計画検討委員会
助役	環境部企画官
総務部長	行政改革推進課長
企画財政部長	企画政策課長
水資源担当部長	市民活動政策課長
市民部長	保健福祉政策課長
支所担当部長	環境政策課長
保健福祉部長	都市政策課長
社会福祉担当部長	下水道政策課長
環境部長	建設政策課長
都市整備部長	産業政策課長
都市開発担当部長	教育委員会事務局生涯学習政策課長
下水道部長	消防局総務課長
建設管理部長	公営企業局総務課長
産業経済部長	
農林水産担当部長	
教育委員会事務局長	
消防局長	
公営企業局管理部長	

# 松山市の環境の特性と課題

## 1. アンケート調査の結果概要

調査票配付・回収状況（調査時期：平成13年9月～10月）

対象	配付数	回収数	回収率	抽出方法
市民	2,100	1,146	54.6%	選挙人名簿より年齢別比例抽出
事業者	300	173	57.7%	種類、規模を考慮し抽出
小中学生	344	344	100%	小学校5年生、中学校2年生からクラス単位で抽出
高校・大学生	300	245	81.7%	高校、大学の協力を得て抽出

### ① 市民

#### ◆環境に高い関心を示している。

中でもごみのポイ捨てやリサイクルの問題、水や大気、騒音など生活環境に係わる問題に高い関心が寄せられています。

#### ◆町はきれいで、便利になったが、自然環境は悪くなったと感じている。

これは松山市だけでなく全国的によくみられる傾向です。

#### ◆優先課題としてごみの減量化やリサイクルの推進、交通システムの整備、河川水質改善があげられている。

河川水質に対する不満はかなり多く、その改善が重要な課題といえます。また、道路整備や交通網の整備に関する要望が多く寄せられています。

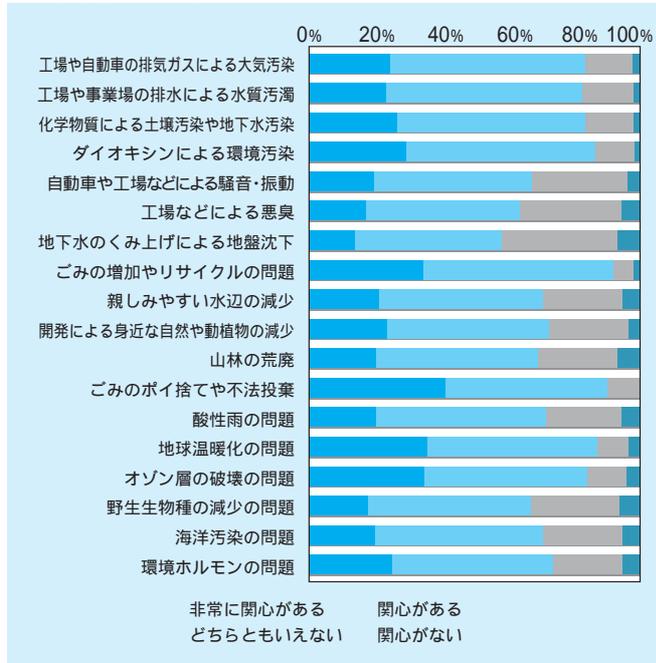
#### ◆環境保全活動への参加に意欲を持っている。

環境保全活動については市民の半数くらいが何らかの活動に参加する意欲を持っています。参加機会を増やすような取り組みが望まれます。

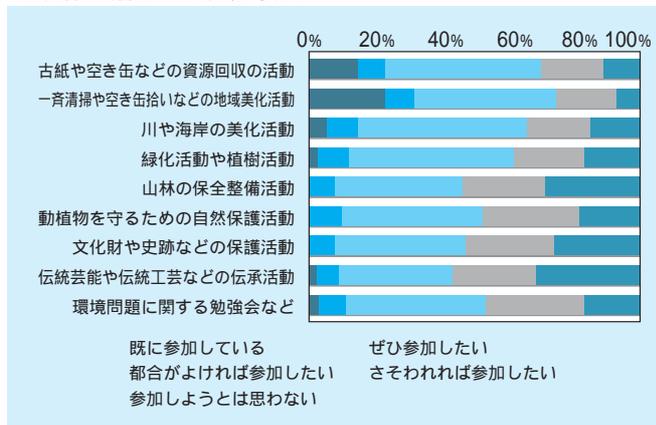
#### ◆多くの人が「松山城」と「道後温泉」を残してほしい場所と考えている。

残してほしい場所は松山城（城山）と道後温泉が圧倒的に多く、市のシンボルとして親しまれている様子がわかります。

#### 環境問題に対する関心



#### 環境保全活動への参加状況



## ② 学生（高校生・大学生）

### ◆町の美しさや景観などの快適環境を重視している。

市民に比べ安全や健康等に対する関心より町の美しさや景観などの快適環境を重視する傾向があります。

### ◆環境保全のための負担に許容性がある。

税負担等の体験が少ないせいかもしれませんが、学生の方が市民よりも負担に対して許容性があります。

### ◆環境保全活動への参加に積極的である。

環境保全活動に対する参加実績と参加意欲は市民より高く、若者らしい積極性が伺えます。参加機会を増やしたり活動分野の多様化を進めることで、多くの若者の参加が期待されます。

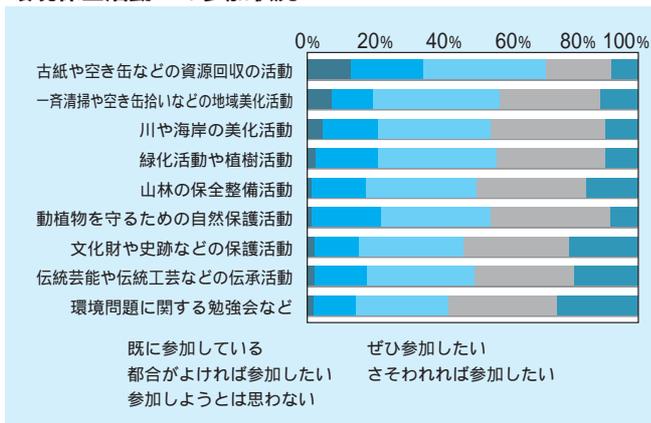
### ◆情報をインターネットなど新しいメディアで入手している。

環境情報の入手にテレビに次いでインターネットが利用されています。情報交換の手段として今後一層そのウェイトが大きくなるものと予測されます。

### 優先すべき環境施策

環境施策	回答数
ごみの減量化・リサイクル対策	110
水質浄化対策	65
交通システム整備計画	58
街並み整備計画	51
都市緑化・公園整備対策	50
騒音・振動防止対策	48
環境美化対策	46
自然保護対策	38
大気汚染防止対策	36
地球温暖化防止対策	33
都市景観整備計画	26
環境ホルモン対策	23
史跡・名勝、文化財等保護対策	21
オゾン層破壊防止対策	21
ダイオキシン対策	17
環境教育の推進対策	15
自然との触れ合い拠点整備対策	14
地下水・土壌汚染防止対策	11
悪臭防止対策	9
その他	1

### 環境保全活動への参加状況



### 3 小中学生

◆水や空気がきれいで、緑が多く、ごみの少ないまちが住みよいまちと考えている。

まちに緑をもっと多くしたいという意見が目立ちました。

◆環境を汚さないように配慮している。

多くの小中学生が環境を守るために、日常生活において省エネを心がけたり、環境を汚さないようにするなどの環境配慮ができると答えており、将来的にも生活習慣として定着することが期待されます。

松山市を住みよいまちにするためにすべきこと

内 容	回答数
空気、水などをきれいにすること	232
まちに緑をふやすこと	205
ごみをあまり出さないようにすること	175
現在ある緑を残し、動物の住む場所を守ること	118
水辺を守り、魚つりや水遊びができるようにすること	105
公園や遊び場をふやすこと	72
騒音や振動をなくして、静かにすること	67
自動車を少なくすること	43
はでなネオンや看板などを取り除くこと	24
その他	2

◆環境をよくするためには生活が少し不便になっても仕方がないと考えている。

環境教育の成果か、あるいは社会的風潮の反映か、環境重視の考え方が浸透していることが伺えます。将来にわたり、環境を創造していく力になることが期待されます。

地域環境と生活の比較

内 容	回答数
環境が悪くなくても生活が便利な方がよい	70
環境をよくするためには生活が少し不便になっても仕方がない	274
無回答	0

◆地球環境問題への認知度も高くなっている。

学校の授業のほかにテレビなどマスメディアからの情報もあり、地球規模の環境問題についてはよく知られています。今後はこの知識を地球環境保全に向けての行動や取り組みに結び付けることが課題となります。

◆要求に応えられる公園等の整備が望まれている。

公園でボール遊びができないなど、子供たちの要求に応えられない公園が多いようです。外遊びは身近な自然とふれあう機会でもあり、利用機会が増えるような公園等の整備が望まれます。

外遊びの回数 (1週間あたり)	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上
	27	94	70	44	34	29	14	32

遊ぶ場所	公園	道路	空き地	校庭	駐車場	その他
	167	66	51	52	45	129

## 4 事業者

### ◆廃棄物、騒音、大気汚染の問題などが地域環境と関係があると捉えている。

事業活動の地域環境へ及ぼす影響については、廃棄物、騒音、大気汚染の問題などが比較的關係があると捉えられています。

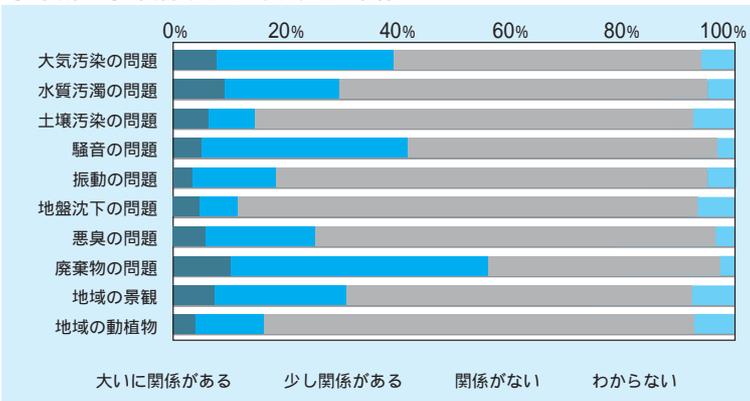
### ◆省エネ・省資源、節水、ごみの分別、リサイクルなどで環境配慮している。

環境配慮の状況では、省エネ・省資源、節水、ごみの分別、リサイクルは高い割合で実施されています。

### ◆環境保全対策についての情報不足がある。

環境保全対策上の障害の種類としては「資金」、「利益につながらない」などがあげられていますが、障害があると考えている割合は多くはありません。環境保全対策として何をすればよいか分からないという側面があるようです。事業所の種類や形態別にどのような環境保全対策が可能か等についてのガイドラインが必要かもしれません。

事業所の事業活動と地域環境との関係



環境保全対策上の障害

障害の内容	回答数
対策を行うための資金がない	25
利益につながらない	15
環境問題の現状や対策に関する情報がない	8
従業員の理解・協力が得られない	7
製品コストが上がる	7
効果が不明である	7
消費者の協力が得られない	5
他の企業などと協力して対策を推進するための組織がない	5
労働条件が悪化するおそれがある	4
対策の方法などについて相談するための窓口がない	3
顧客に対するサービスが低下する	2
その他	0

### ◆環境保全に対する企業の役割は多いと捉えている。

企業の役割では「省資源に努める」、「環境への負荷を減らす」、「地域の活動に協力する」、「国や市の施策に協力する」などが多くあげられています。全体として、市民や市と協力して環境対策を進めていこうとする姿勢が伺えます。

## 2. 環境基礎調査の結果概要

### (1) 概況

#### ①位置、地勢

松山市は、四国の北西に位置し、東経132度38分23秒～132度55分51秒、北緯33度41分01秒～33度56分51秒にあり、東西30.2km、南北28.7km、面積289.35km<sup>2</sup>です。

松山市の地形は、市街地の東北部に高縄山系、東部に石鎚山系が連なり、この両山系の間、石手川、重信川などによって形成された扇状地、三角州の沖積平野が広がります。また、平野周辺の山麓部は、段丘、扇状地が発達し、池が点在します。西は波静かな瀬戸内海に接します。



#### ②沿革

松山の名は、慶長7年（1602年）加藤嘉明が築城した松山城にちなみ名付けられたといわれています。明治6年愛媛県庁が設置され県都となり、明治22年12月15日市制を施行以来、政治・経済の中心都市として成長し、また、俳人正岡子規をはじめ、多くの文人を輩出するなど地方文化の拠点としての役割を果たしてきました。

現在人口約47万人を擁し、平成12年4月には中核市へと移行しました。

#### ③人口

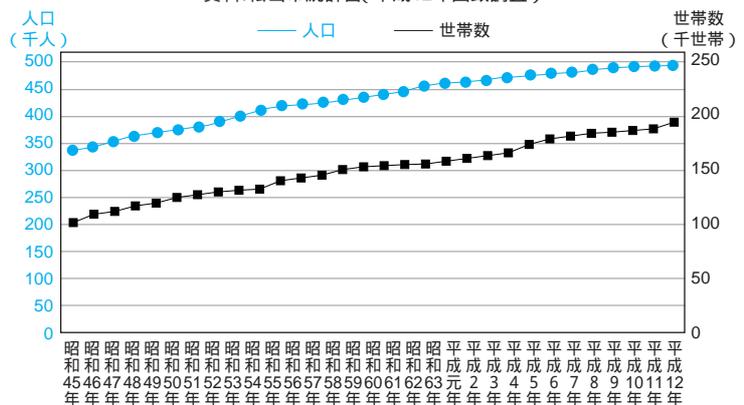
##### ア. 人口・世帯数

昭和45年以降の松山市の人口と世帯数の推移は図1に示すとおり人口、世帯数ともに増加を続けています。

平成12年10月1日現在（国勢調査）の松山市の人口・世帯数は、473,379人、192,537世帯で、昭和45年（人口；322,902人、97,752世帯）に比べて、人口が1.47倍、世帯数が1.97倍に増加しました。人口の伸びに比べて世帯数の伸びが大きく、核家族化が進行している様子が伺えます。

図1 人口・世帯数の推移

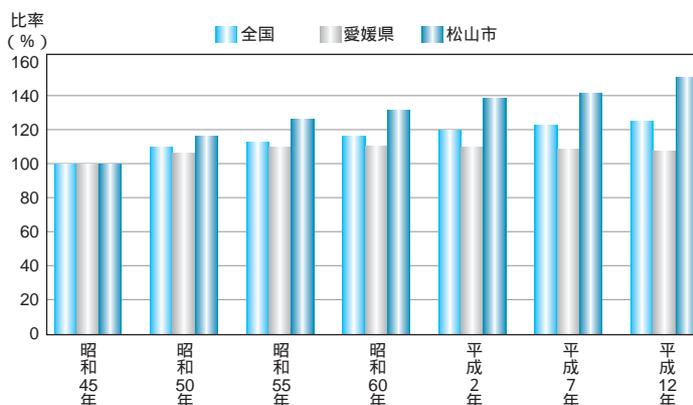
資料：松山市統計書(平成12年国政調査)



また、松山市の人口の伸び率は図2に示すとおり、全国平均を大きく上回っています。一方、愛媛県の人口の伸びは昭和60年をピークに減少傾向にあり、愛媛県の他地域から松山市へ人口が流入していることが伺えます。

図2 松山市と全国及び愛媛県との人口の比較

資料:国勢調査報告



## イ. 年齢別人口

全国的な傾向と同様に本市においても、若年層の減少と、高齢者の増加がみられますが、全国あるいは愛媛県と比べると若年層は多く、高齢者は少ない構成です。市内には、国立1、私立4の5つの大学があり、これらの大学の存在も比較的若年層の多い人口構成の一因と考えられます。

## ④ 産 業

### ア. 産業構造

産業別就業人口の推移は表1に示すとおり第1次産業就業者数の減少、第3次産業就業者数の増加傾向がみられます。

産業大分類別就業人口の構成比は松山市ではサービス業、卸売業・小売業、飲食店の割合が高くなっています。また、全国及び愛媛県と比較すると、第1次産業及び第2次産業就業者数の構成比は小さく、第3次産業就業者数の構成比が大きくなっています。なかでも、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業及びサービス業の構成比が全国及び愛媛県に比べ高い値となっています。

表1 産業別就業人口の推移

資料:松山市統計書

産 業	項 目	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
第1次産業	人口(人)	13,908	12,132	11,100	9,262	8,378	6,745
	比率(%)	8.6	8.6	5.9	4.6	3.8	3.0
第2次産業	人口(人)	42,390	43,414	44,463	48,099	51,713	50,659
	比率(%)	26.2	24.4	23.6	23.8	23.6	14.2
第3次産業	人口(人)	105,146	121,973	132,858	144,099	157,925	163,582
	比率(%)	64.9	68.6	70.4	71.4	72.2	82.3

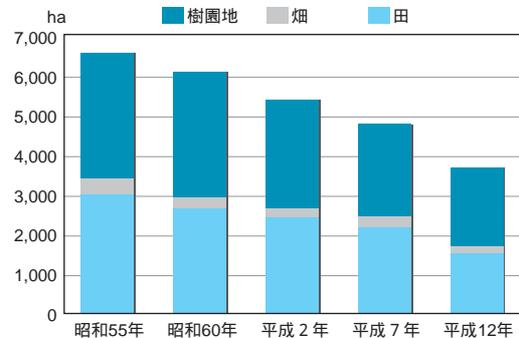
## イ. 農業

農家数の推移は、総農家数、専業農家数、兼業農家数ともに減少傾向にあり、昭和55年を100とした場合、平成12年では42.4まで減少しています。図2に見られるように、松山市の人口の伸び率は全国平均を大きく上回っており、都市化が進んでいることがその要因の一つとみられます。

経営耕地面積の推移を図3に示すとおり、経営耕地面積は減少傾向にあり、田及び樹園地は減少傾向が顕著です。毎年、農地の1%程度が住宅用地や商工業用地等に転用されています。

図3 松山市の経営耕地面積の推移

資料:松山市統計書



## ウ. 製造業

製造品出荷額等及び従業者数は表2に示すとおり、平成4年をピークに減少傾向にあります。また、事業所数も平成3年をピークに減少傾向にあります。

一般機械器具製造業、化学工業、飲料・たばこ・飼料製造業、食料品製造業、電気機械器具製造業などが比較的大きなウェイトを占めています。

表2 製造業の推移

資料:松山市統計書

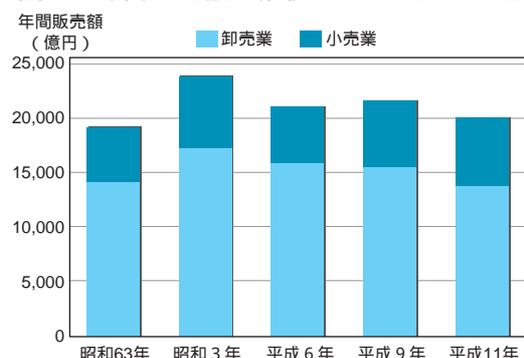
年	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (億円)
平成2年	811	22,630	5,785.3
平成3年	827	23,785	6,162.7
平成4年	803	23,956	6,426.3
平成5年	815	23,695	6,203.9
平成6年	778	23,677	5,873.3
平成7年	791	22,777	5,799.4
平成8年	752	22,253	5,733.6
平成9年	695	20,897	5,600.8
平成10年	695	19,826	5,231.2
平成11年	595	18,423	4,839.7

## エ. 商業

市内の商業の推移は、図4に示すとおり卸売業の年間商品販売額は、平成3年をピークに減少傾向にあります。小売業は昭和63年以降増加傾向にありますが、平成9年から平成11年にかけては横ばい状態で推移しています。

図4 年間販売額の推移

資料:松山市統計書



## ⑤交通

### ア. 鉄道・軌道

市内の鉄道は、ＪＲ予讃線（高松～宇和島間）及び伊予鉄道高浜線・横河原線・郡中線が整備されており、市街地には、伊予鉄道の軌道が整備されています。

ＪＲ松山駅の年間利用者数は、図5に示すとおり平成8年の約335万人をピークに頭打ちの状態にあります。また、伊予鉄道の利用者数は、図6に示すとおり平成3年以降わずかつつではあるが電車離れの傾向をみせています。

これらの要因としては、図7の登録自動車台数の推移に示すとおり乗用車が増加していることと関連があると推測されます。

なお、乗合旅客自動車（バス）の近年の乗客数も図8に示すとおり減少傾向をみせています。

図5 JR松山駅の利用者数 資料:松山市統計書

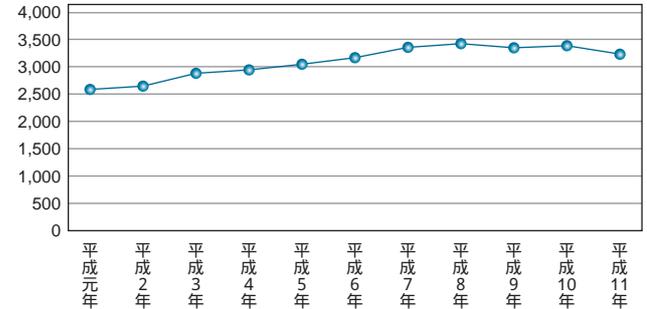


図6 伊予鉄道の利用者数 資料:松山市統計書

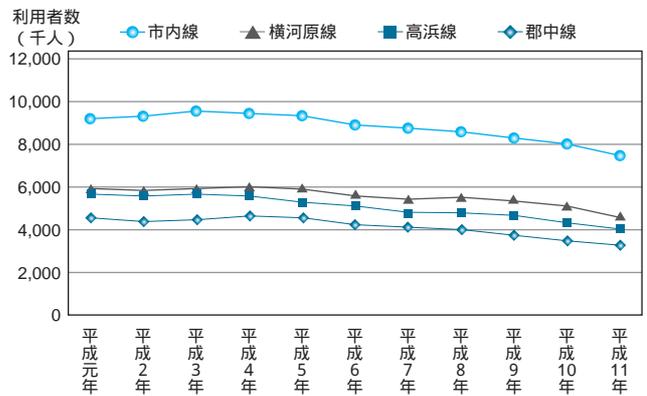


図7 登録自動車台数の推移 資料:松山市統計書

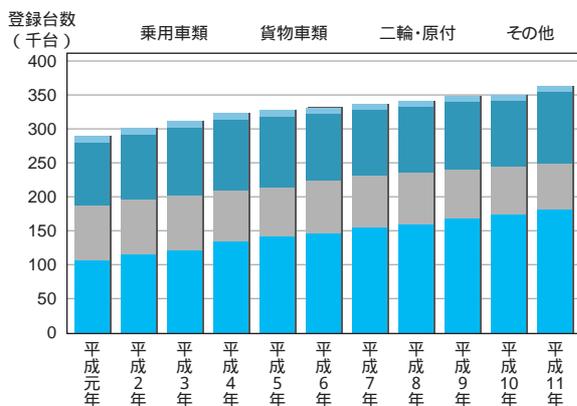
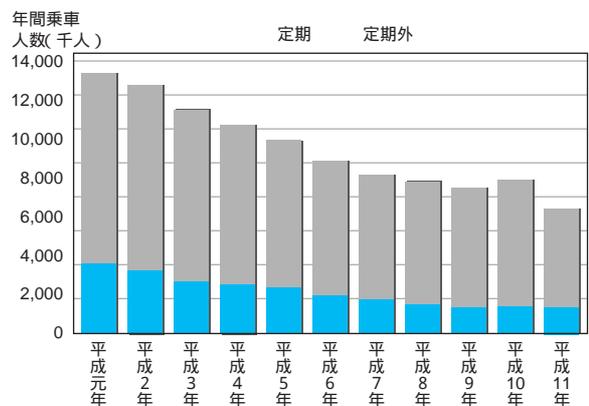


図8 バスの乗客数の推移 資料:松山市統計書



## イ. 自動車

松山市域の道路網は松山自動車道を始め、国道11号、33号、56号、196号、317号、437号の6路線の国道及び主要地方道、一般県道が整備されています。

平成11年度道路交通センサスによる12時間交通量は、国道での最多交通量は、国道11号・北久米町の43,579台となっています。一方、主要地方道の最多交通量は松山空港線の18,777台、一般県道の最多交通量は松山松前伊予線の15,110台でいずれも国道の半数以下で、自動車交通量は国道に集中する傾向があることが伺えます。

市内主要道路の交通量の経年変化は、国道11号の水泥町及び北久米町で増加傾向にあり、中村2丁目及び一番町4丁目やや減少傾向を示しています。国道33号は東石井町及び天山町ともに増加傾向にあります。国道56号は、保免町2丁目増加傾向にありますが、藤原2丁目及び南堀端町ではわずかに減少傾向を示しています。国道196号は、平田町で増加傾向を示していますが、本町1丁目は微減傾向にあります。国道317号は交通量は少ないものの、河中町で増加傾向を示していますが、本四架橋の影響があるかもしれません。

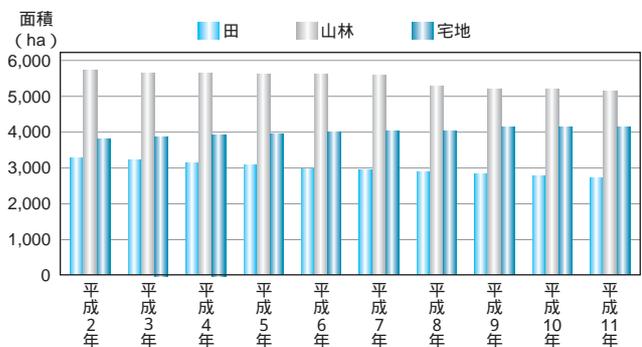
主要地方道は、松山伊予線、伊予松山港線及び松山東部環状線で増加傾向を示しています。松山空港線、松山港線、松山北条線及び松山港内宮線はほぼ横ばい状態で推移しています。

一般県道は、辰巳伊予和気停車場線、六軒家石手線、興居島環状線、河中平井停車場線、長井方堀江線、三坂松山線及び砥部伊予松山線で増加傾向を示しています。

## ⑥ 土地利用

松山市の田と宅地面積の推移は図9に示すとおり田の面積の減少が顕著で、一方、宅地の面積が増加しています。また、山林、鉱泉地・池沼及び畑の面積も減少傾向をみせています。

図9 田、山林及び宅地面積の推移 資料:松山市統計書



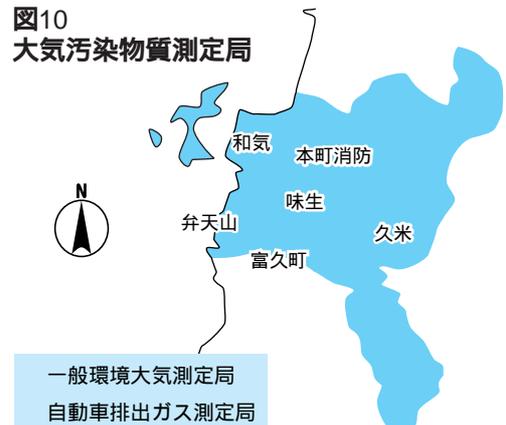
## (2) 生活環境

### ① 大気質

#### ア. 大気汚染物質濃度

松山市では、一般環境大気測定局4ヶ所、自動車排出ガス測定局2ヶ所の合わせて6ヶ所で二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素等の大気汚染物質を常時監視しています。

図10 大気汚染物質測定局



過去10年間の二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び一酸化炭素の濃度は、ほぼ横ばい状態で推移しています。なお、光化学オキシダントについては平成6年度より測定を開始しておりますが、環境基準を達成できていない状況にあります。

地点別では、弁天山が富久町、和気及び味生に比べ二酸化硫黄濃度が高い傾向にあります。その他の物質については各地点ともほとんど差はありません。

## イ. 有害大気汚染物質

ベンゼンなどの有害大気汚染物質については、定期的な環境モニタリング調査を実施しており環境基準を満足しています。

## ②水 質

### ア. 河 川

#### <重信川水系>

重信川の水質は、年によって変動が見られるものの、若干良化の傾向が見られます。地点別では、最上流の重信橋は13年度まで水の汚れの指標のBOD 1 mg/l 以下と、良好な水質を維持しています。下流では、出合橋は現在まで環境基準を達成していませんが、川口大橋・中川原橋は、ここ数年環境基準を達成しています。

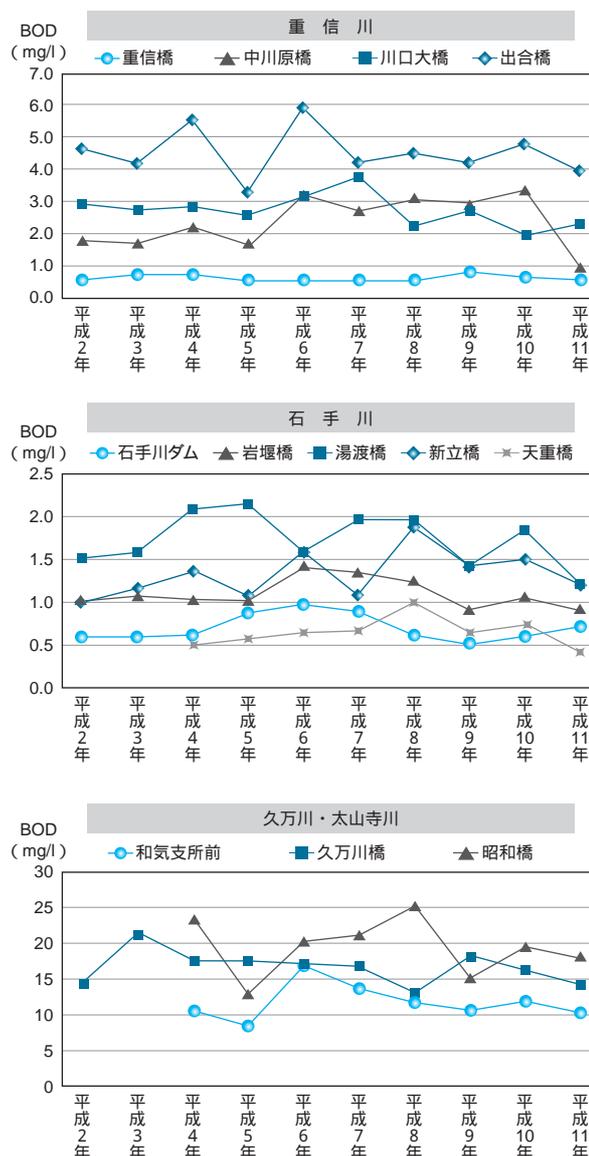
石手川の水質は、良好な状態で推移していますが、岩堰橋については年によって変動が見られ、環境基準を達成できていない年もあります。

その他の支川については、環境基準は設定されていませんが、BOD 10mg/l 前後となっています。

#### <市内河川>

市内の中小河川については、生活排水による汚濁が進んでおり、北部の久万川・太山寺川においてはBOD 10mg/l ~ 20mg/l で推移しています。

図11 BODの経年変化 資料:環境保全の概要



## イ. 海域

海域のCODの推移は、和気内港では平成9年度以降、環境基準を達成するなど、良化の傾向が見られます。

## ③騒音・振動・悪臭

### ア. 騒音

自動車騒音については、国道4地点（小坂・天山・藤原・鴨川）で実施したところ、環境基準を達成していたのは、国道56号線の藤原だけでしたが、すべての地点で要請限度は下回っていました。

環境騒音に関しては一部の地域を除いて昼間、夜間とも環境基準を満足しています。

### イ. 振動

工場・建設作業からの振動は、振動規制法により規制されています。現在、振動苦情は、建設作業に伴うものがほとんどであるため、作業届出時の指導により、防止に努めています。

### ウ. 悪臭

悪臭防止法では、アンモニアなど22物質が規制されています。近年、悪臭の発生源は、食品製造業、各種サービス業、家庭生活など多種多様になっています。

## ④公害苦情件数

松山市の最近の傾向としては、平成9年度以降、ばい煙・悪臭（物の焼却が原因）に関する苦情が多くなっており、これはダイオキシン問題に対する市民の関心の高まりによるものと考えられます。

## （3）都市環境

### ①都市景観

松山市の中心市街地の大部分は、戦災で消失し、その後、戦後復興土地地区画整理がなされ、現在の都市構造につくり替えられました。そのため、歴史的建造物などは地域として広がりを持った「面」としてではなく、松山城、道後温泉本館をはじめとする施設が「点」として残っています。

### ②都市公園

松山市において平成12年4月1日現在開設されている都市公園は204ヶ所、272.34haです。開設面積が1ha以上の公園は15ヶ所あり、城山公園が最も開設面積が大きく51.83haで、次いで松山総合公園の35.91haとなっています。

### ③都市基盤施設

#### ア. 上水道

松山市の上水道は、石手川ダムの水と重信川の地下水を主な水源とし、7ヶ所の浄水場で浄水後、一部島しょ部や山間部を除く地域に給水を行っています。

給水人口及び給水量の推移は、平成13年度末現在、給水人口は441,200人で、給水区域内人口に対する普及率は98.3%となっています。平成6年の渇水以降、「節水型都市づくり大綱」を定め、雨水利用システムの導入や下水処理水の再利用の調査研究等の取り組みを含めて、節水型都市づくりの施策を推進しています。

#### イ. 下水道

松山市の公共下水道事業計画は、地勢や水系等の特性から市街地を3つの処理区（中央、西部、北部）に分けて進められており、平成13年度末現在の普及率は50.1%です。

### ④文化財

松山市内には多くの文化財、記念物などがありますが、それらは松山市の歴史と文化を育んだ自然的風土、あるいは人文的風土を反映した市民の大切な財産であり、その保護を図るとともに、後世に伝えていくべきものです。

### ⑤観光

松山市には恵まれた自然景観とともに、日本最古の温泉である道後温泉や日本三大連立式平山城である松山城があります。また、夏目漱石の「坊っちゃん」や正岡子規をはじめとする俳句、あるいは四季折々の祭りや郷土芸能の数々、四国霊場など歴史的文化的観光資源が豊富であり、四国を代表する観光地として発展してきました。

## (4) 自然環境

### ①自然景観

松山市は、市街地の東北部に高縄山系、東部に石鎚山系を擁し、この両山系から石手川、重信川が流下しています。また、西部には多くの島嶼が海面に浮かぶ風光明媚な瀬戸内海が位置しています。松山市の自然景観は、これらの水と緑によって形成されています。

松山市域には、水と緑に囲まれた良好な自然景観をベースに、前述したように、「瀬戸内海国立公園」「奥道後・玉川県立自然公園」「皿ヶ峰連峰県立自然公園」が指定されており、自然景観資源の活用が図られています。

松山城址が位置する城山は、市の中心部に位置し、松山市のシンボルとして市民に愛され、親しまれているのみではなく、松山城山の樹叢は愛媛県の文化財（天然記念物）に指定されています。さらには、自然環境保全基礎調査において、城山の照葉樹林は特定植物群落としても選定されています。

## ②気 象

松山市の気候は、温暖な瀬戸内気候です。松山地方気象台の観測結果は表3に示します。

年間平均気温は16.1℃、年間降水量は1303.1mmであり、6月に多く、12月に少ない夏雨型です。年間日照時間は1967.9時間で、大阪市や熊本市とほぼ同じです。平均風速は1.9mで、12月から6月までは西よりの、7月から11月は東よりの風が最多風向です。

台風の通過も太平洋側の高知県や徳島県に比べれば少なく、穏やかな気候条件ですが全体に降水量は少なめで、積雪もごく少量のため水不足の傾向があります。

表3 松山の気候（平年値：1971～2000年）

資料：日本気候表（平成13年3月 気象庁）

項目	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	
月別平均気温	平均気温	( )	5.8	6.0	9.1	14.3	18.5	22.3	26.5	27.3	23.7	18.2	13.0	8.2	16.1
	最高気温	( )	9.7	10.0	13.5	19.0	23.2	26.3	30.5	31.6	27.9	22.8	17.5	12.4	20.4
	最低気温	( )	2.0	1.9	4.7	9.6	14.1	18.7	23.1	23.8	20.2	14.0	8.8	4.1	12.1
月平均相対湿度	(%)	63	63	64	64	66	73	73	71	72	69	67	64	68	
平均風速	(m/s)	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.7	1.8	1.8	1.7	1.8	1.9	2.0	1.9	
最多風向	(-)	WNW	WNW	WNW	WNW	WNW	WNW	E	E	E	ESE	ESE	WNW	WNW	
月合計日照時間	(時間)	125.0	133.0	163.6	185.4	197.3	153.1	193.5	213.1	155.3	173.4	140.0	135.3	1967.9	
降水量	(mm)	51.6	61.3	93.5	113.8	128.4	240.5	162.9	102.3	148.1	99.5	62.6	38.8	1303.1	

## ③動・植物

本市の面積の約41%は森林であり、天然林と人工林がほぼ相半ばしています。天然林は標高1,000m以下においてはシイ・カシを主とする照葉樹林やコナラ・クリを主とする夏緑広葉樹およびアカマツ林からなり、標高約1,000m以上ではブナ・ミズナラを主とする夏緑広葉樹林となっています。しかし天然林の多くは二次林あるいは萌芽林であり、自然林はごくわずかです。

本市に生息する哺乳類としては、市内の東北部および南部の山地を中心にイノシシ、タヌキ、ニホンジカなど大型の種がみられるほか、人家の付近でもイタチ類、コウモリ類をはじめとする小型の種が生息しています。

本市の主要河川は、石手川、小野川を集めて西流する重信川で、河口には、水鳥、魚類、カニ類をはじめとする多くの生物が生息しています。河床は浸透性が高く、表流水は極めて少量で伏流水が多いため、流域に数多くの湧水が存在することも特筆され、多くの種類の魚類や小型の甲殻類も生息しています。

しかし、大部分の水系では、護岸工事や水質汚染により水生生物の生息環境は悪化しています。

また、西部と北部が海に面している本市には、興居島、釣島の二島のほか、四十島などの無人島と干潮時のみ現れる岩礁が存在し、周辺には多様な生物が生息していますが、自然海岸の減少がその生態系へ大きな影響を与えています。

## (5) 資源循環

### ①ごみ処理状況

年々増え続けるごみ対策として、平成9年度より、それまでの4種分別（一般家庭ごみ、資源利用ごみ、粗大ごみ、水銀ごみ）から7種分別に変更し（一般家庭ごみを可燃ごみ、資源利用ごみを金物・ガラス類・プラスチック類・紙類、粗大ごみ・資源利用ごみの一部を埋立ごみに改めました）、同時にごみ袋も色指定をし、分別の徹底と収集作業の安全確保に取り組んでいます。

ごみ処理経費の推移は図12のとおりで、平成9年あたりから、ごみ処理経費はほぼ横ばい状態です。

一般廃棄物の量（市民一人当たりの排出量）や再資源化率などについて数値的な目標を立てることなども、ごみの減量化と資源の有効利用を図る上での検討課題と考えられます。

### ②環境美化活動の推進

環境美化活動は年々参加者も増えており、引き続き活動の発展が望めます。また、環境美化を一層効果的に推進するために、新たな環境美化活動の展開についても検討していく必要があります。

### ③エネルギーの利用状況

松山市における電気、ガスの使用量は図13のとおり市民生活の向上や地域経済の発展に伴って増加してきました。今後も都市化の進展や人口増加、生活時間帯の多様化等の要因により使用量の増加が見込まれます。

図12 ごみ処理経費の推移 資料:松山市清掃事業概要

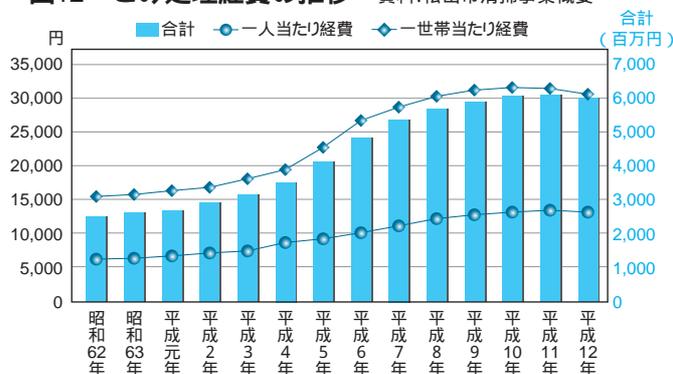
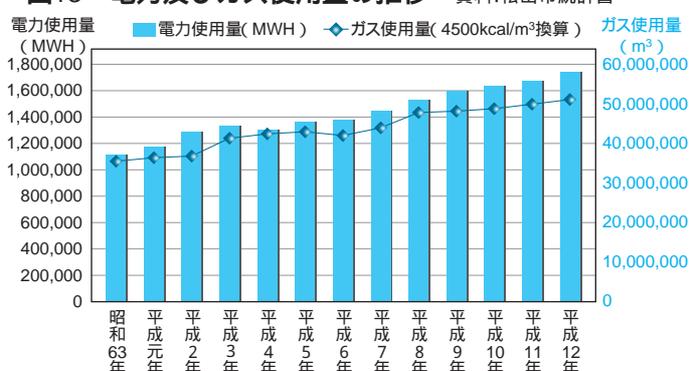


図13 電力及びガス使用量の推移 資料:松山市統計書



#### ④自然エネルギーの活用（太陽光発電、風力エネルギーの利用状況、計画等）

地球温暖化防止、循環型社会の構築に向けて、自然エネルギーの利用を進める必要があります。

松山市は日照時間が年間1968時間（平年値）と長く、太陽光発電に適した土地柄といえます。市の施設において太陽光発電システムの計画的な導入を進めるとともに、家庭用太陽光発電設置者への補助により一般家庭への普及を進めています。

#### ⑤節水型都市づくりの推進

慢性的な水不足に悩む本市では平成6年の異常渇水を貴重な教訓に、総合的な水対策として「節水型都市づくり大綱」を策定し、その推進に努めています。

公共の施設等で雨水利用システムなどの導入が進められています。また雨水貯留施設補助や浄化槽を雨水貯留施設に改造するための助成金により一般家庭への普及を進めています。

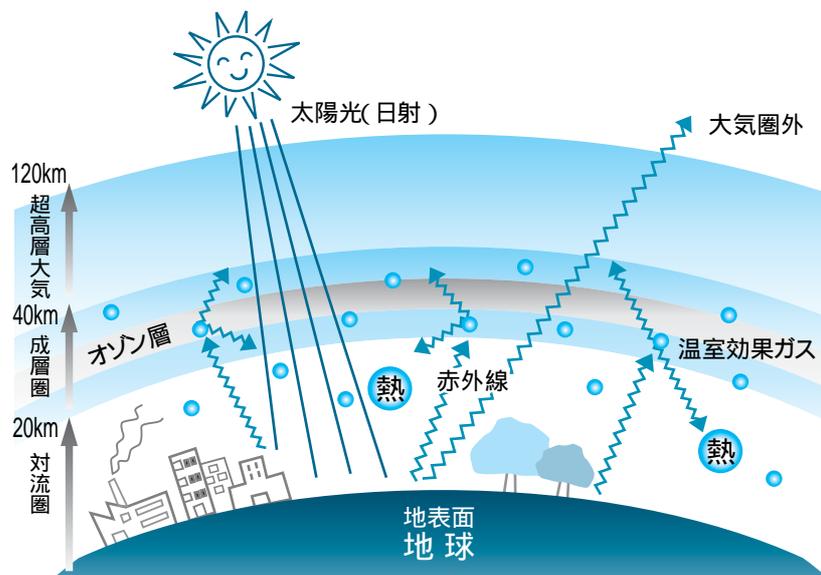
## （6）地球環境

### ①地球温暖化対策

市は一消費者・一事業者として「地球温暖化対策実行計画」を策定し、数値目標を定めて温室効果ガス削減に取り組んでいます。この計画は毎年点検見直しを行うことでより実効性のあるものにしていく方針です。

また、排出される温室効果ガスの大半は産業活動に起因しています。とりわけ二酸化炭素の排出はエネルギー需要に左右される面が大きく、このため、産業界における徹底した省エネやエネルギー転換など積極的な対策が望まれます。省エネを図ることは化石燃料の使用量を少なくし、酸性雨の原因物質の排出削減にもつながります。

図14 地球温暖化の起こるしくみ



地球は、太陽からの光によって地表が暖められ、暖められた地表からは赤外線として熱を宇宙に放射しています。

地球の大気は、太陽の光を吸収せずそのまま地表まで素通りさせますが、地表からの赤外線は吸収し、再度地表を暖める働きを持つ「温室効果ガス」と呼ばれる気体を含んでいます。

つまり、温室効果ガスの濃度が増加すると地球の温度が上がります。これを地球温暖化現象と言います。

それに加え、温暖化を防止するためには、私たちのライフスタイルを変革することも不可欠です。できるだけ不要なものを買わず、大事にものを使い、再利用やリサイクルを心がけることは大変重要なことです。

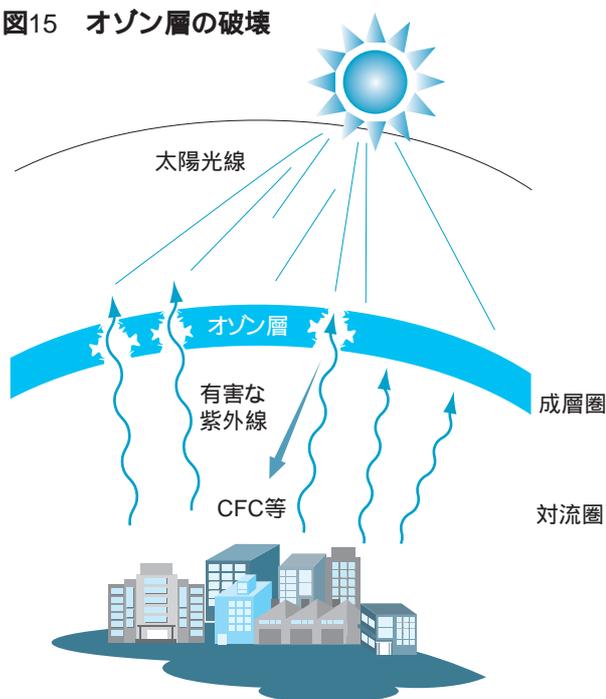
## ②オゾン層の破壊

オゾン層の破壊の原因は、フロン等のオゾン層破壊物質が大気中に放出されることにあります。そのため、カーエアコン、冷蔵庫などのフロンの回収を確実にすることが重要であり、家電リサイクル法、フロン回収破壊法等の法の遵守と不法投棄などによってフロンが環境に放出されることのないよう監視等が必要です。

## ③酸性雨

一般にpH5.6以下の雨を酸性雨と呼びます。松山市における酸性雨の測定結果は日本の他の地域と比べて特に大きな違いはありません。

図15 オゾン層の破壊



# 松山市環境基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 各主体の連携及び責務等（第4条－第9条）

第3章 環境保全施策（第10条－第23条）

第4章 松山市環境審議会（第24条－第28条）

第5章 雑則（第29条）

### 付則

21世紀を迎えた今、私たちを取り巻く環境は、廃棄物問題や自動車公害などの地域的な問題から地球温暖化や生物多様性の喪失などの空間的・時間的広がりをもつ問題にまで拡大し、深刻化している。

これらの環境問題に適切に対処するため、世界中の国々が一つの共同体として共に手を携え、それぞれの国や地域が持つ特性を活かしながら早急に環境と社会の健全で良好な関係を築き上げ、将来の世代へ恵み豊かな環境を守り、引き継いでいくことが私たちに課せられた使命となっている。

そのためには、まず一人一人が、地球環境を構成する国際社会の一員として環境の現状を正しく理解し、良好な環境の保全及び創出の大切さを学び、常に環境に配慮して行動するとともに、市民・市民団体・事業者・行政が、それぞれの役割分担の下、その責任を果たし、互いに協働することで、自然と共生し、環境への負荷の少ない地球にやさしい社会の実現を目指さなくてはならない。

このような認識の下、美しい瀬戸内海をその前面に臨み、温暖な気候によつてはぐくまれた自然豊かなまちとして発展してきたふるさと松山を、私たちの知恵と工夫を寄せ合い、自然と都市が調和し、うるおいとやすらぎのあるまちとして後世に残し、地球環境の保全に貢献していくことをここに決意し、その総意としてこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創出について、基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市の自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史環境及び文化環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、良好な環境の保全及び創出に寄与するものをいう。
- (4) 環境保全活動 良好な環境の保全及び創出のための活動又は事業をいう。
- (5) 市民団体 環境保全活動を行うことにより、公益の増進に寄与することを目的として、主として市民により組織された団体をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に引き継いでいくことを目的として、すべての者の公平な役割分担の下で適切に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創出は、身近な自然環境とふれあうことによつて思いやりの心を養い、人が自然と調和するとともに、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築していくことを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## 第2章 各主体の連携及び責務等

(各主体の連携)

第4条 市、市民、市民団体及び事業者は、それぞれの役割分担の下で良好な環境の保全及び創出についての責務を果たすとともに、互いに公平かつ対等の立場で連携を図らなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める良好な環境の保全及び創出についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創出に関する基本的かつ総合的な施策（以下「環境保全施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自らの行動によつて良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する環境保全施策及び市民等が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動を積極的に実施するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市民が環境保全活動に参加するために必要な体制の整備、情報の提供、活動の機会の充実等を図るよう努めなければならない。

3 市民団体は、市が実施する環境保全施策及び市民等が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、自らの負担と責任において適切な措置を講じるとともに、積極的に良好な環境の保全及び創出に努めなければならない。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境保全施策及び市民等が行う環境保全活動に協力・協働するよう努めなければならない。

(一時滞在者の協力)

第9条 旅行者その他の本市に一時滞在する者は、基本理念にのっとり、その一時滞りに伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境保全施策及び市民等が行う環境保全活動に協力するよう努めなければならない。

### 第3章 環境保全施策

(施策の基本方針)

第10条 市は、環境保全施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境の保全に資する社会を構築すること。

(2) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(3) 人と自然の豊かなふれあいが保たれ、潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。

(4) 森林、農地、緑地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び都市部における水と緑の創出を促進し、健全な水循環を保持するとともに、生物の多様性を確保することにより健全な生態系を維持すること。

(5) 歴史的・文化的資源の保全及び活用、環境への負荷の少ない交通体系の整備等により、環境と調和するまちづくりを推進すること。

(6) 市民生活及び事業活動における資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を促進し、並びにこれらを推進する産業及び市場の育成を図ることにより、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。

(環境総合計画)

第11条 市長は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、松山市環境総合計画(以下「環境総合計画」という。)を定めるものとする。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的な環境保全施策の大綱

(2) 良好な環境の保全及び創出に関して市及び市民等のそれぞれが配慮すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、松山市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境総合計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

(報告)

第12条 市長は、毎年度、環境の状況、環境保全施策の実施状況等に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(情報の提供)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創出に関する情報を市民等に適切に提供するものとする。

(環境学習の振興等)

第14条 市は、市民等が良好な環境の保全及び創出についての理解を深め、環境保全活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境に関する学習及び教育の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等が良好な環境の保全及び創出について相互に情報交換し、連携すること及び市民等による自発的な環境保全活動を促進するため、市民等の自主性を尊重しつつ、必要な支援を行うものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、環境保全施策を推進するに当たっては、市民等の参加の機会の確保に努めるものとする。

(協定の締結)

第17条 市長は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者との間に公害の防止及び環境の保全に関する協定を締結することができる。

(支援)

第18条 市は、市民等が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の良好な環境の保全及び創出に資する措置をとることを助長するため必要があると認めるときは、財政的又は技術的支援その他の措置を講じることができる。

(環境影響評価の推進)

第19条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測

又は評価を行い、その結果に基づき事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(施設整備等における環境配慮)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第21条 市は、環境保全施策を実施するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(他団体との連携等)

第23条 市は、国、県、研究・教育機関等と連携し、又は姉妹都市交流その他の国際交流を通して、地球環境の保全に関する情報交換、技術交流の促進等に努めるものとする。

## 第4章 松山市環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、松山市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、環境総合計画に関して第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査審議する。

(組織)

第26条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 市民団体の代表者
- (4) 事業者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第27条 審議会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(その他)

第28条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

(規則への委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(松山市環境審議会条例の廃止)

2 松山市環境審議会条例（平成6年条例第8号）は、廃止する。

(松山市環境審議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の松山市環境審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第3条第2項の規定により松山市環境審議会の委員に委嘱されている者は、第26条第2項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成15年11月30日までとする。

4 この条例の施行の際、現に旧審議会条例第6条第1項の規定により松山市環境審議会に置かれている専門部会は、第27条の規定により審議会に置かれた専門部会とみなす。

(環境総合計画に関する経過措置)

5 この条例の施行の際、現に市民等の意見を反映するための必要な措置を講じ、かつ、旧審議会条例に基づく松山市環境審議会の意見を聴いて市長が定めている松山市環境総合計画は、第11条第1項の規定により定められた環境総合計画とみなす。



## 松山市環境総合計画

発行日 2003年(平成15年)3月

編集・発行 松山市環境部環境政策課

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

Tel 089-948-6459

Fax 089-934-1812

E-mail [kankyouseisaku@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:kankyouseisaku@city.matsuyama.ehime.jp)

蘇州市對滄縣綜合考察